

草津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和8年6月17日に受付けた住民監査請求について監査を実施したので、その結果を同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年9月1日

草津市監査委員 岡 野 則 男

草津市監査委員 土 肥 浩 資

請求人

(略) 様

草津市監査委員 岡野 則男

草津市監査委員 土肥 浩資

「健幸都市くさつ」啓発・情報発信業務及び「草津川跡地公園（区間5）における健幸イベント業務」の支払にかかる住民監査請求の結果について（通知）

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき、令和8年6月17日に受付けた措置請求について、同条第5項の規定により、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 監査の請求

1 請求の受理

本件請求は、令和8年6月17日に提出された。請求内容についての形式審査を行ったところ請求書要件に一部不備があったため、同年6月22日に請求人へ補正通知を行った。同年6月25日に請求人から補正書が提出され、同年7月9日に法第242条に定める要件を具備しているものと認め、同請求を受理した。

2 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

3 請求の内容

(一部修正を加えた部分もあるが、その他は住民監査請求書の原文のまま掲載している。)

- ① 令和7年度「健幸都市くさつ」啓発・情報発信業務465,960円の支出行為にかかる学校法人立命館への委託料について、草津市は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号等を根拠に学校法人立命館と特命随意契約を締結しているが、受託者より草津市へ再委託先届出書が提出され、業務の85%程度が民間企業へ再委託されている。再委託理由は「当課にはSNSを活用した情報発信をする専門職員がいないため」というもので、随意契約にもかかわらず、草津市は大半の業務の再委託を認めており、随意契約の法的要件を満たさない。15%程度の不要な中間利益を公金から負担しているため、関係職員および受託者へ不当利得の返還請求、損害賠償請求等の必要な措置を講じること、また、随意契約の運用を是正し、実務能力を欠く団体との再委託を前提とした契約を直ちに解除し、競争入札手続きへ移行させるよう勧告することを求める。

- ② 令和7年度「草津川跡地公園（区間5）における健幸イベント業務」に関する、草津まちづくり株式会社に対する委託料1,280,000円の支出行為について、当該業務の収支決算書によれば、受託者は直接および間接原価の積算に対し、合理的根拠のない「E. 調整額マイナス9,032円」という数値を算入し、消費税を加算することで請求総額を1,280,000円に作為的に一致させている。事実に基づく精算手続きを行わず、恣意的な決算報告を適正と認めた草津市は、検査義務の放棄を行っており、経済性を欠く不当な財務会計行為である。また、同事業の実施報告書・担当者所感には、アンケートに用いたシールについて「子供連れの参加者はほとんどが子供にシールを貼らせる場合が多かった」、「大人の参加者が想定していた回答と異なる場合や、シールがうまく貼れなかった」等の記録が残されている。客観的かつ合理的な評価指標の体をなしていない成果報告を容認し、費用対効果の検証を怠ったまま公金を支出し続ける行為は、関係職員の裁量権の逸脱および濫用である。よって不当に支払われた委託料（過大支払分）について、関係職員および受託者へ不当利得の返還請求または損害賠償請求等の必要な措置を市長に勧告することを求める。

第2 監査の実施

1 監査の方法

監査は、次のとおり実施した。

① 請求人の陳述

請求人に法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けることを通知したところ、令和8年7月10日に陳述書を提出することで陳述の機会と代え、欠席する旨のメールを受領した。

② 関係職員の事情聴取

関係する書類を調査するとともに、令和8年7月16日、健康福祉部の職員から、事情聴取を行った。

2 監査の対象

① 監査対象事項

学校法人立命館及び草津まちづくり株式会社との契約に違法性・不当性があり、市に損害が生じているかについて、監査対象とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人の陳述書及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

① 「健幸都市くさつ」啓発・情報発信業務に関し、学校法人立命館に対する委託料465,960円の支出行為について

ア 「健幸都市くさつ」啓発・情報発信業務に関する委託契約について

業務の目的

第6次草津市総合計画の基本構想に掲げる「健幸創造都市 草津」の実現に向け、市民や市を訪れる人等に対し、「健幸（生きがいをもち、健やかで幸せであること。以下同様。）」の重要性を発信し、より多くの人に「健幸」を意識してもらうためのツール・手段として、SNSを活用した情報発信を実施するもの。

契約相手方（受託者）

学校法人立命館

契約金額

465,960円（税込み）

契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

契約方法

特命随意契約

イ 随意契約理由について

当該業務は、第6次草津市総合計画の基本構想に掲げる「健幸創造都市 草津」の実現に向け、市民や市を訪れる人等に対し、「健幸」の重要性を発信し、より多くの人に「健幸」を意識してもらうための方策として、SNSを活用した情報発信を実施するもの。

情報発信を行うにあたっては、学生等、若い世代の感覚や意見を取り入れ、これまでアプローチが難しかった若年層、働き世代へ訴求力のあるプロモーションを展開することが重要なポイントになると考えられる。

本業務は、受託者がもつ大学の知的資源の活用に期待しており、本市が目指す健幸都市づくりについては、基本計画から基本方針の策定等にも携わってもらっており、市の考えを熟知していることから、受託者との随意契約は合理性があると考えられる。また、草津市と立命館大学は「連携協力に関する協定書」を締結しており、本業務により大学の知的資源を活用したまちづくり（健幸都市づくり）を推進することで、地域社会の発展に資することが期待できる。

以上の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約が行われている。

ウ 再委託について

令和7年4月1日、受託者から市に対し再委託先届出書が提出されている。受託者からの届出による再委託が必要な理由等については、再委託割合を85%。必要理由は「当課（受託者）にはSNSを活用した情報発信をする専門職員がいないため。再委託先には本学卒業生や学生が所属しており、SNSによる情報発信の能力を有しているため。」という内容を認め、同日、市は再委託を承認している。

市が再委託を承認した理由は、随意契約理由にもあるように、本業務は受託

者がもつ大学の知的資源の活用に期待しており、本市がめざす健幸都市づくりについては、基本計画から基本方針の策定等にも携わってもらっており、市の考えを熟知している。そのうえで受託者は、業務に関する企画・立案、進捗等の総括管理を担い、SNSの画像作成といった技術面では再委託を行うことが効率的と判断したということであった。

なお、当該契約上において、第三者への再委託の可否に関する考え方は、仕様書に「業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務について、あらかじめ発注者の承認を受けた上で第三者に委託することができるものとする。」と明記されている。

エ 委託料の支払いについて

市は、令和8年3月31日に完了検査を行い、検査の結果、適正と認め委託料465,960円の支払い手続きを行っている。

② 草津川跡地公園（区間5）における健幸イベント業務に関し、草津まちづくり株式会社に対する委託料1,280,000円の支出行為について

ア 草津川跡地公園（区間5）における健幸イベント業務に関する委託契約について

業務の目的

「くさつ健幸ガイドブック～草津市健幸都市づくり基本方針～」において、全世代共通の健幸づくりとして、体を動かす動機付けとなる仕組みや機会および交流機会の創出に取り組んでいくとともに、第6次草津市総合計画の基本方針「21-2 草津川跡地の空間整備」において、草津川跡地公園を多様な市民活動の場や多くの人が関わる魅力的な空間として運営することを謳っている。このことから、草津川跡地公園の賑わい創出を図るとともに、市民への健幸づくりを提案するため実施するもの。

契約相手方（受託者）

草津まちづくり株式会社

契約金額

1,280,000円（税込み）

契約期間

令和7年7月4日から令和8年2月27日まで

契約方法

特命随意契約

イ 随意契約理由について

受託者は、他の株式会社とは異なり、市が都市再生推進法人に指定した公共的団体であり、中心市街地活性化エリア内の公共空間等を利活用し、ニワタス広場と草津川跡地公園（区間5）でテナントミックス事業を展開するなど、まちなかの賑わいを創出することを目的に設立された会社である。当該健幸イベントは、市民への健幸づくりを提案するとともに、草津川跡地公園の賑わい創出

を図ることを目的としているため、当該業者の他に事業実施に適した業者は存在しない。

以上の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約が行われている。

ウ 受託者から提出された業務記録報告書について

収支決算内容について確認を行った。

直接原価として 1, 040, 261円（事務費及びイベント経費）

間接原価として 132, 408円（事務費から算出）

調整額として △9, 032円

計 1, 163, 637円

消費税及び地方消費税相当額が加算された運営業務受託費用は、1, 280, 000円であった。

請求人が指摘するように、本来の費用から9, 032円が減じられていることを確認した。

また、請求人が指摘する次の内容について確認を行った。

「同事業の成果検証基盤となるアンケート調査に関し、市の開示公文書（実施報告書・担当者所感）には「子供連れの参加者はほとんどが子供にシールを貼らせる場合が多かった」「大人の参加者が想定していた回答と異なる場合や、シールがうまく貼れなかった」等の記録が残されている。客観的かつ合理的な評価指標の体をなしていない成果報告を容認し、費用対効果の検証を怠ったまま公金を支出し続ける行為は、関係職員の裁量権の逸脱および濫用である。」

このことについて、当該業務完了後に受託者から市に提出された業務記録報告書を確認したが、草津川跡地公園（区間5）における健幸イベント業務に関する業務記録報告書にはそのような記録は見当たらなかった。

なお、この記録は、令和6年度及び令和5年度に市が学校法人立命館へ委託した「健幸都市くさつ」啓発・情報発信業務に関する完了報告の内容であることを確認した。

エ 委託料の支払いについて

市は、令和8年2月27日完了検査を行い、検査の結果、適正と認め委託料1, 280, 000円の支払い手続きを行っている。

2 結果

① 「健幸都市くさつ」啓発・情報発信業務について

ア 随意契約の妥当性

本業務は、第6次草津市総合計画の基本構想に掲げる「健幸創造都市 草津」の実現に向け、市民等に「健幸」の重要性を発信し、意識してもらうことを目的としている。情報発信先についてはこれまでアプローチが難しかった若年層や働き世代を中心に考えられており、訴求力あるプロモーション展開がポイントとされている。

受託者は、市が目指す「健幸都市」づくりに関する基本計画等の策定にも関わりがあり、その内容を熟知している。

また、学生等、若い世代の感覚や意見を取り入れることのほか、受託者の大学としての様々な資源を活用することにより、効果的に業務目的を達成することが可能になると考えられる。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号による随意契約は支障ないものとする。

イ 再委託の妥当性

受託者は市が発注した業務に関する企画・立案、進捗等の総括管理といった根幹的な業務を果たし、令和8年3月31日をもって適正に業務が完了していることから、請求人が主張する「実質的な名義貸し」「特定企業への迂回発注」には当たらず、再委託は妥当であるとする。

ウ 公金支出の違法性・不当性について

上記により当該契約に関し、公金支出の違法性・不当性は認められない。

② 草津川跡地公園（区間5）における健幸イベント業務について

請求人が指摘する「「E. 調整額マイナス9,032円」という数値を算入し、消費税を加算することで請求総額を1,280,000円に作為的に一致させている。事実に基づく精算手続きを行わず、恣意的な決算報告を適正と認めた草津市は、検査義務の放棄を行っており、経済性を欠く不当な財務会計行為である。」という点についてであるが、「E. 調整額マイナス9,032円」は、受託者による出精値引きにあたるものであり、市に経済的損害は生じていない。

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実により、団体に損害を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合に、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止・是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体が被った損害を補填するため、必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

最高裁判所平成6年9月8日第一小法廷判決（平成6年（行ツ）第97号）においても、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」「違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にないことが明らかであって住民監査請求の対象となる行為等には該当しないというほかはない。」と判示している。

以上から、草津川跡地公園（区間5）における健幸イベント業務については法第242条第1項に規定する住民監査請求の適法性を欠くものとする。

3 判断

本件監査請求は、上記の内容により棄却または却下とする。

- ① 「健幸都市くさつ」啓発・情報発信業務委託契約に関し、違法・不当な支出は認められないため棄却とする。
- ② 草津川跡地公園（区間5）における健幸イベント業務に関し、違法・不当な支出は認められず市に損害も発生していないことから、住民監査請求の対象となる行為には該当しないため、これを却下する。